

令和 7 年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
鐺川二期地区丹生貯水池堤体観測業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容										
第1章 総 則 (適用範囲)											
第 1-1 条	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鎗川二期地区丹生貯水池堤体観測業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。										
(目 的)											
第 1-2 条	本業務は、国営鎗川農業水利事業の一環として改修された丹生貯水池の堤体観測を行うものである。										
(場 所)											
第 1-3 条	この業務において対象となる位置は、群馬県富岡市地内別添位置図に示すとおりである。										
(土地への立入り等)											
第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。										
(一般事項)											
第 1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあたっては監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 測量位置は、別添平面図のとおりである。 なお、基準点は過年度業務にて設置済みのものを使用するものとする。 (6) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (7) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。										
(管理技術者)											
第 1-6 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1-7 条によるものとし、測量士でなければならない。 (2) 下記に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表 A～C までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。										
<table><tr><th>業種区分</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th></tr><tr><td>測量</td><td>直接測量費の額</td><td>測量調査費の額</td><td>諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た数</td></tr></table>				業種区分	A	B	C	測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た数
業種区分	A	B	C								
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た数								

項 目	内 容																
(担当技術者) 第 1-7 条	担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																
(配置技術者の確認) 第 1-8 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、以下によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。																
(保険加入) 第 1-9 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2-1 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>作業予定期間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>丹生貯水池</td><td>別途監督職員と打合せ後、決定するものとする。</td><td></td></tr></table> (4) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員及び施設管理者（甘楽多野土地改良区）と日程調整を行うものとする。	施設名	作業予定期間	備 考	丹生貯水池	別途監督職員と打合せ後、決定するものとする。											
施設名	作業予定期間	備 考															
丹生貯水池	別途監督職員と打合せ後、決定するものとする。																
(貸与資料) 第 2-2 条	貸与資料は、以下のとおりである。 <table><tr><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>令和 2 年度 国営施設応急対策事業 丹生貯水池基本設計取りまとめ業務報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 3 年度 国営施設応急対策事業 丹生貯水池堤体観測業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 4 年度 地域整備方向検討調査 丹生貯水池堤体観測業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 丹生貯水池堤体観測業務報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 鎚川地区丹生貯水池施設計画検討業務報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>S&DLmini（Model-4900）取扱説明書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 25 年度 ダム安全性評価委員会 報告書</td><td>1 式</td></tr></table>	貸 与 資 料	数量	令和 2 年度 国営施設応急対策事業 丹生貯水池基本設計取りまとめ業務報告書	1 式	令和 3 年度 国営施設応急対策事業 丹生貯水池堤体観測業務 報告書	1 式	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 丹生貯水池堤体観測業務 報告書	1 式	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 丹生貯水池堤体観測業務報告書	1 式	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 鎚川地区丹生貯水池施設計画検討業務報告書	1 式	S&DLmini（Model-4900）取扱説明書	1 式	平成 25 年度 ダム安全性評価委員会 報告書	1 式
貸 与 資 料	数量																
令和 2 年度 国営施設応急対策事業 丹生貯水池基本設計取りまとめ業務報告書	1 式																
令和 3 年度 国営施設応急対策事業 丹生貯水池堤体観測業務 報告書	1 式																
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 丹生貯水池堤体観測業務 報告書	1 式																
令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 丹生貯水池堤体観測業務報告書	1 式																
令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 鎚川地区丹生貯水池施設計画検討業務報告書	1 式																
S&DLmini（Model-4900）取扱説明書	1 式																
平成 25 年度 ダム安全性評価委員会 報告書	1 式																

項 目	内 容	
	平成 26 年度 ダム安全性評価委員会 報告書	1 式
	平成 27 年度 ダム安全性評価委員会 報告書	1 式
	平成 30 年度 関東農政局管内ダム技術検討委員会 報告書	1 式
	令和元年度 関東農政局管内ダム技術検討委員会 報告書	1 式
	令和 2 年度 関東農政局管内ダム技術検討委員会 報告書	1 式
(関連業務) 第 2-3 条	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	
	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。	
	業 務 名	業務実施期間（予定）
	令和 7 年度 国営施設機能保全総合対策事業（施設機能保全検討調査） 鏑川地区事業計画書（案）補足検討業務（仮称）	R7. 6～R8. 3
	令和 7 年度 国営施設機能保全総合対策事業（施設機能保全検討調査） 鏑川地区施設計画補足検討業務（仮称）	R7. 10～R8. 3
第 3 章 作業内容 （作業項目及び作業数量） 第 3-1 条	本業務における作業項目、作業内容及び作業数量は、別紙 1【作業項目内訳表】に示すとおりである。	
(作業の留意点) 第 3-2 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は以下のとおりとする。 (1) 第 2-1 条、第 2-3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。	
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3-3 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。	

項 目	内 容								
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	(2) 機器等の導入 ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ① 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、機能診断作業に係る費用は直接経費に含まれ、機能診断現地調査作業に係る費用は間接調査費に含まれる。 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として以下の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、下記に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表 A～C までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。 <table><tr><th>業種区分</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th></tr><tr><td>測量</td><td>直接測量費の額</td><td>測量調査費の額</td><td>諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た数</td></tr></table>	業種区分	A	B	C	測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た数
	業種区分	A	B	C					
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た数						

項 目	内 容
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条 (成果物の提出先) 第 5-2 条 第 6 章 業務管理 (情報共有システムの業務について) 第 6-1 条 第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条 第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1 条	(2) 打合せ場所 原則 Web 会議方式による。 成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可) 成果物の提出先は、以下のとおりとする。 埼玉県深谷市仲町 1 2 - 1 4 2 F 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 利根川中流支所 (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) 仮設工や交通誘導員の必要が生じた場合 (8) 機能診断調査を追加する場合 (9) その他 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鎗川二期地区丹生貯水池堤体観測業務

作業項目内訳表

作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量	備考
1. 準備作業			
1-1. 資料検討	貸与資料等の内容を把握・整理し、作業計画を検討・樹立する。	一式	
1-2. 現地調査	対象施設について現地調査を行う。	一式	
2. 変位測量	過年度業務の測量成果等を踏まえて、丹生貯水池の堤体天端道路部、堤体天端上流側コンクリート部及び定点（堤体天端、堤体下流、堤体石積部）の標高と座標を測量し、変位を観測する。（添付図面2）		
2-1. 中心線測量	中心線測量を実施する。 0.70km（0.35km×堤体天端2測線）×1回（12月） 測点間隔20m	0.70km	
2-2. 横断測量	堤体の横断測量を実施し、変位を確認する。 0.2km（堤体5断面）×1回（12月） 測点間隔50m	0.70km	
2-3. 縦断測量	縦断測量を実施する。 0.70km（0.35km×堤体天端2測線）×1回（12月） 測点間隔20m	0.70km	
2-4. 定点測量	定点測量を実施する。 14点（堤体天端3点、堤体下流3点、堤体石積部8点）×1回（12月）	計14点	
2-5. 変位測量データとりまとめ	変位測量のデータを取りまとめ、過年度のデータと比較し、考察する。	1式	
3. 孔内水位等観測	丹生貯水池堤体の観測孔の水位及び電気伝導度の観測、堤体状況の写真撮影及び堤体天端クラックの計測を行う。 23点（観測孔12点、写真撮影9点、クラック計測及び写真撮影2点）×3回（11月、12月、2月）（添付図面3）	計69点	
4. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	